

令和3年3月1日

魚沼市議会議長 遠藤 徳 一 様

総務文教委員会

委員長 本 田 篤

総務文教委員会調査報告書

本委員会は、所管事務について下記のとおり調査したので、魚沼市議会会議規則第110条の規定により報告します。

記

- 1 調査事件名 (1) 所管事務調査について
(2) 閉会中の所管事務等の調査について
(3) その他

- 2 調査の経過 3月1日に委員会を開催し、付託案件の審査を行った。
所管事務調査については、魚沼市洪水・土砂災害ハザードマップの作成及び指定避難所等の見直しについて、小出郷図書館の改修について執行部から説明を受け、質疑を行った。
閉会中の所管事務等の調査については、これを行うこととした。
その他で魚沼市公立保育園等再編計画パブリックコメントの結果について、及び「風流踊（ふりゅうおどり）」のユネスコ無形文化遺産再提案について執行部から報告を受け、質疑を行った。
また、第5期総務文教委員会課題のまとめについて、調査結果を確認し、申送りについて協議した。

総務文教委員会会議録

1 審査事件

- (1) 請願第1号 原発事故対策に関して魚沼市をUPZ圏内の市町村と同等の扱いとするよう諸計画の見直しを求める請願
- (2) 議案第14号 魚沼市地区集会施設条例の一部改正について
- (3) 議案第15号 魚沼市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- (4) 議案第16号 魚沼市新庁舎建設基金条例の廃止について
- (5) 議案第17号 魚沼市消防本部及び消防署設置条例の一部改正について
- (6) 議案第18号 魚沼市火災予防条例の一部改正について
- (7) 議案第19号 魚沼市市民会館条例の一部改正について
- (8) 議案第30号 市有財産の処分について（三淵沢生活改善センター）
- (9) 議案第31号 市有財産の処分について（西名農事集会所）

2 調査事件

- (10) 所管事務調査について
 - ・ 魚沼市洪水・土砂災害ハザードマップの作成及び指定避難所等の見直しについて
 - ・ 小出郷図書館の改修について
- (11) 閉会中の所管事務等の調査について
- (12) その他
 - ・ 魚沼市公立保育園等再編計画パブリックコメントの結果について
 - ・ 「風流踊」のユネスコ無形文化遺産再提案について
 - ・ 第5期総務文教委員会 課題のまとめについて

3 日 時 令和3年3月1日 午前10時

4 場 所 本庁舎3階 委員会室

5 出席委員 星野みゆき、大桃 聡、大平恭児、志田 貢、大平栄治、渡辺一美、
本田 篤、（遠藤徳一議長）

6 欠席委員 なし

7 説明員 内田市長、森山総務政策部長、佐藤北部事務所長、山之内消防長、吉澤教育委員会事務局長、大塚総務政策部副部長、富永防災安全課長、古田島消防総務課長、平澤予防課長、斎藤学校教育課長、小林子ども課長、大桃生涯学習課長

8 参 考 人 諸橋恵子

9 書 記 佐藤議会事務局長、磯部議会事務局次長

10 経 過

開 会 (10:00)

本田委員長 定足数に達しておりますので、ただいまから総務文教委員会を開会いたします。
本委員会に付託されました議案について審議願います。

**(1) 請願第1号 原発事故対策に関して魚沼市をUPZ圏内の市町村と同等の扱いとする
よう諸計画の見直しを求める請願**

本田委員長 日程第1、請願第1号 原発事故対策に関して魚沼市をUPZ圏内の市町村と同等の扱いとするよう諸計画の見直しを求める請願を議題といたします。

まず、本日は請願者から事前に趣旨説明申出書が提出されております。当委員会として、趣旨説明を認めることとしてよろしいかお諮りいたします。本請願を審議するに当たり、請願代表者から意見を聞くことについてご異議ありませんか。(異議なし)異議がありませんので、請願代表者の趣旨説明を認めます。請願代表者であります諸橋恵子様は、指定の席にお着きください。(参考人着席)なお、念のため申し上げますが、請願代表者は委員長の許可を得て発言し、委員は請願代表者に対し請願等の内容及び趣旨説明に関する質疑をすることができますが、請願代表者は委員に対して質疑をすることができないことになっておりますので、ご了承願います。それでは、請願代表者であります諸橋恵子様に趣旨説明を求めます。

諸橋参考人 柏崎刈羽原発を考える魚沼市民の会の諸橋恵子と申します。今日は皆さんよろしくお願ひいたします。皆様のところにはお配りしてありますが、私たちの請願の内容を少し言わせていただきます。UPZに限定するのではなく、立地条件に応じた対策計画を立ててほしいこと。それと、避難者受入れ市になっていますが、魚沼市民が避難する計画を立ててほしいこと。魚沼市にもUPZと同等のヨウ素剤を配布してほしいこと。再稼働の是非も、地元だけではなく、魚沼市を含む周辺住民の意見も十分聞いてほしいということです。今年はまだ特に大雪で、皆様も御存じだと思いますが、関越自動車道が何日も止まったことや、北陸道も通行止めになったりして、万が一冬の事故があったりすれば、私たちの逃げる道路はないと思います。避難計画があってもそのとおりに行かないということは、今年の冬でもはっきり分かったと思います。雪が降ると、雪に放射線セシウムなどが湿性沈着という形で雪や雨にくっついて下に落ちるようなんです。福島原発の原発事故を思い出すと、浪江町の津島地区はその時雪が降っていて、それで余計セシウムが多く、最初、津島地区は避難者を受け入れていたんだけど、翌日また全員で逃げることになったというのを聞いて、そしていまだに津島地区というところは帰れないところなんです。雪

が降るということはそういうことだし、皆様に別紙資料でお配りしていたのを見ていただくと、それは無風状態での万が一の事故のときに拡散する放射能なんですけども、これは無風なので、風が吹いたりいろいろなことで魚沼市も間違いなく、30キロメートル圏外ですが、放射能は来ると思います。私たちはどうしても皆さんから賛成していただいて、県のほうに上げていただきたくお願いに参りました。どうぞよろしくお願ひいたします。

本田委員長 諸橋様、ありがとうございます。それでは、これから請願者である諸橋恵子様に対する質疑を行います。質疑はございますでしょうか。

大桃（聴）委員 私、この柏崎刈羽原発を考える魚沼市民の会という存在を知りませんので、少しその辺りを紹介いただければと思いますが、いかがですか。

諸橋参考人 ちょうど4年くらい前に立ち上がりました。正式に立ち上げたのは、4年前の6月です。そして、今、事務局は16人います。会員が95名か6名だったと思います。それで、毎年講演会をやったりしているんですが、昨年ではできませんでした。大きな講演会は、米山隆一さんが知事のおきにきていただいたり、小泉純一郎さんをお呼びして講演会を開きました。

大桃（聴）委員 この会の支持母体または政党、あるいは政治団体等がございますか。

諸橋参考人 ありません。

大桃（聴）委員 先ほど、活動の中で講演会を2つほど例に出していただきましたが、今回この請願が出てくるような、こういった活動は今までなさっておられたのでしょうか。

諸橋参考人 前市長の佐藤市長さんのおきにお願いに行き、その後みんなで相談して、やはり請願を出そうということになりました。

大桃（聴）委員 前回、市長と直接お話をしたという話の中で、今回請願に踏み切られたというか、請願をしようと思った主な動機はなんですか。

諸橋参考人 やっぱり県のほうにお願いするのが一番いいかなということで、みんなで相談して決めました。

大桃（聴）委員 私が聞いているのは、今回再稼働の話が持ち上がって、規制委員会のほうでもゴーサインを出したというような中で、いろいろ不祥事が出てきてということの時期ということで出されたのかなと思ったんですが、その辺はどうなんですか。

諸橋参考人 今ちょうどいい時期になったんですけども、請願を出そうと相談していたのはそれより少し前です。

大桃（聴）委員 魚沼市の方々が魚沼市として請願を出されるということで、県に要望という話ではいいんですけども、ここをUPZと同じようにするとすると、その周辺地域も同じようなことを考えておられるの分かりませんが、そういう方々と連携してというふうにはお考えにならなかったのでしょうか。

諸橋参考人 今は考えていません。

大桃（聴）委員 この4番目にある魚沼市民を含む周辺住民の意見が十分に尊重されるようにということではありますが、これはどの辺りの方々を想定しているのでしょうか。

諸橋参考人 ちょっと、はっきり答えられません。

大桃（聴）委員 あちらこちらの方がこういったのを出せばいいのかもしれませんが、大きな力となるにはそういった同じような境遇の方々と共有するのがいいのかなと私は思

いますけども、その辺のことをこれからもお考えになるのかどうか、それだけ一点だけ聞かせてください。

諸橋参考人 小泉純一郎さんの講演会をしたときに、南魚沼市だったり十日町であったりいろいろのところの原発の会の方たちと話をしたんですが、もちろんそういうふうにはやっていければいいとは思っています。

渡辺委員 請願事項の2番について、少し聞かせていただきたいと思います。現在の計画では魚沼市が避難者を受け入れることになっている。これを見直しというところなんですけれども、受け入れること自体をやめて、魚沼市が安全に避難できる計画ということを想定してらっしゃるのでしょうか。

諸橋参考人 受け入れるということは、実際は不可能ではないかなと私たちの会は思っています。

本田委員長 ほかにございますでしょうか。（なし）質疑なしと認めます。これで請願代表者に対する質疑を終結します。請願代表者は退席をお願いします。ご苦労様でした。（参考人退席）委員会を代表してお礼を申し上げます。丁寧な説明をしていただき感謝いたします。本日は誠にありがとうございました。以上で、請願人の趣旨説明を終わります。

次に、本件に関しまして執行部に確認しておきたいことがありましたら発言を許します。

大平（恭）委員 今回の請願が出されて、2番目の広域避難計画、これについて自治体間で、主には全域の市区町村で実務者レベルで協議を行っているんじゃないかと思うんですが、こういう広域避難計画について、今のような懸念の事項、見直すべき案件等の議論が行われているかどうか一点確認させてください。

森山総務政策部長 県の計画、考え方の中で、事故があったときの受入れ等の体制、それからそれぞれの自治体への受入れの流れ等といった実務の話というのは、実務者レベルで県を主導で今行っているということではありますが、具体的にそれから進んだ話というのはまだできていないというような状況であります。

大平（恭）委員 その協議会は、年にどの程度開いていて、そして今そういう議論は行われていないと、これからいろんな議論が、煮詰まる議論が行われるかと思えます。そういうときに実務者レベルの中では、こういう避難計画、大事な計画ですから当然議論になるんじゃないかと思うんですが、今後はそういう方向性はあるのでしょうか。

富永防災安全課長 実務者レベルの検討会でありますけども、年一、二回程度やっておりますし、そのほか長岡市が事務局となっております市町村レベルでの検討会も開催をしております。その中で、先ほど出た雪の関係の問題等も取り上げられていますので、そういった部分についてまた県と協議を進めているところでございます。

大平（恭）委員 今回の請願に関わる案件もそうなんですが、今後各自治体の中で今回のような請願の動き、あるいはその他の動き等の情報提供や、それぞれ実務者レベルが出ているわけですから、その自治体間の動きというのは今後活発に行われるかどうか、その点確認して終わります。

森山総務政策部長 今現在での実務者間での情報は、情報交換まで至っておりません。今後そういう話が出てくる可能性というのはあるかと思えます。

大桃（聰）委員 この考える市民の会の方々から、今冬、今回の大雪で関越が止まったり北

陸道が止まったりという中で、冬期こういふことがあると重大事故があれば実質避難が不可能だという見解を示されまして、私も素人ながらそう思います。当局としてはどう思いますか。

森山総務政策部長　　実際に冬期間の風の流れというのは、北西の風が吹くというケースが多いという中では、やはり魚沼市のほうに海から風が吹いてくるというケースが十分考えられる際に、雪等の影響で避難がしづらい、あるいはできないということは考えられると認識はしております。

大桃（聡）委員　　その辺の認識を県のほうにきちんと伝えてあるのかどうか伺います。

富永防災安全課長　　その雪の状況等でありますけれども、市町村レベルの会議等で持ち上がった雪に関する案件については県のほうも承知をしておりますし、県のほうとしても今後避難訓練、検証を行っていく中で、その辺についても検討していきたいというお返事はいただいております。

渡辺委員　　今ほど実務者レベルの県での会議、また市町村レベルでの検討会議の様子を聞かせていただきました。現実には令和2年3月策定している魚沼市民が受け入れると、魚沼市は受け入れ側だということについて、この見直しについてというところなんですけれども、今後そのようなことになっていくという考え方は当局は持ってらっしゃいますでしょうか。

森山総務政策部長　　今現在、その実務者レベル、県との協議の中でそこまでには至っていないという状況であります。ただし、魚沼市として、魚沼市の地域防災計画の中で原子力災害に対する避難計画はつくるという表記をされておりますので、それは手をつけていく。その中で、そういった考え方を示していかなければならない部分が出てくる可能性は十分考えられるかと思っております。

渡辺委員　　請願事項の3についてなんですけれども、今現在、ヨウ素剤の配布等について県と協議はどのようになっていますでしょうか。

富永防災安全課長　　ヨウ素剤の関係でありますけれども、ヨウ素剤につきましてはUPZ圏外も含めた全県の中で備蓄数は確保しているという形で、県のほうから確認をしております。

本田委員長　　ほかに質疑はありませんか。（なし）質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。討論を省略し、採決することに異議ありませんか。（異議なし）異議なしと認めます。よって、討論を省略し、採決することに決定しました。これから、請願第1号 原発事故対策に関して魚沼市をUPZ圏内の市町村と同等の扱いとするよう諸計画の見直しを求める請願を採決いたします。お諮りします。本件は、採択することにご異議ありませんか。（異議なし）異議なしと認めます。よって、請願第1号は採択すべきものと決定されました。

本請願を採択としましたので、本会議でも採択された場合の意見書発議について協議いたします。意見書（案）を配付いたします。（意見書（案）配付）配付漏れはありませんか。（なし）それでは、局長から朗読させます。

佐藤議会事務局長　　（意見書（案）朗読）

本田委員長　　お諮りします。ただいま朗読のあった意見書でご異議ありませんか。（異議なし）異議なしと認めます。それでは、本会議で採択されたときには、委員長が提出者となり、

委員会で発議することにご異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。そのように決定されました。

(2) 議案第 14 号 魚沼市地区集会施設条例の一部改正について

本田委員長 日程第 2、議案第 14 号 魚沼市地区集会施設条例の一部改正についてを議題とします。執行部から補足説明はありますか。

内田市長 ありません。

本田委員長 これから質疑を行います。質疑はありますか。

渡辺委員 執行部より契約書の資料を追加で出していただきありがとうございます。こちらを見させていただいた中には、譲渡後の修繕、それから解体費用について特段の定めはないのですが、本会議場では解体についても自治会等への補助金の中で最大 1,000 万円まで出るということで、その中でしてほしいというお話でございましたが、そういったものが永久にずっと補助金として存在するかどうかというようなところを、少し不安なところもあるのではないかと思いますけれども、その辺り契約の中にしっかりとうたっていくというような考え方はなかったのでしょうか。

大塚総務政策部副部長 基本的には、地区集会施設につきましては、今回は市有施設の譲渡という形になっておりますけれど、多くの地区につきましては自前で集会施設等を造ったり管理したりということにしておりまして、一応こちらに譲渡する施設につきましても、基本的には改修ですとか解体につきましては地区の方からしていただく、それに対して市ができる部分については補助をしていくという形でやっていきたいということでありまして、この契約書の中には、費用負担につきましてはそういった基本的な考えに基づきましてうたっていないという形になっております。

渡辺委員 確かに基本的にそういう譲渡をするわけですので、各自治会が修繕、そしてまたいろんな意味において管理していくというところは当然そうであって、また市のほうにはその修繕に対する全額ではないにしても補助金の制度があるというところについて、ある意味安心感はあるとは思いますが。ただ解体というときには、かなり金額もかかるということで、一応市としては 1,000 万円まで上限あるんだというお話ですが、この解体に対して全額補助が可能なんではないでしょうか。

佐藤北部事務所長 今ほどの質問なんですけれども、補助金が魚沼市集会施設等建設費補助金というような名前になっておりまして、補助対象事業が新築であったり、修繕、更新、解体費用も可能となっております。今の解体なんですけれども、解体の上限が 1,000 万円です。その 1,000 万円の補助率なんですけど、各集落の世帯数に応じて 30% から 90% の幅があります。今回、三沢地区と西名地区なんですけれども、試算してきましたが、例えば解体費用が 100 万円だったと仮定した場合に、1 世帯当たりの負担金が三沢地区につきましても 4,430 円、西名地区については 2,640 円ですので、例えば仮に 500 万円かかったとしても、三沢地区が 22,000 円程度、西名地区が 13,000 円程度ですので、当然ちょっと区費より高くなりますけれども、決して負担できない額ではないと考えております。

渡辺委員 そうしますと、解体のことも含めながら、各自治会の中で積立てなり何なりを考

えていただくということになるかと思えます。次なんですけれども、これを一旦譲渡いたしますと当然登記というようなことになってくるかと思えますが、これは登記が必要で、また固定資産税等はどのような扱いになるのでしょうか。

大塚総務政策部副部長　登記につきましては、自治会によって認可地縁団体になっているところとなっていないところで、登記ができるできないと分かれております。ちなみに三洲沢と西名になりますが、どちらも地縁団体になっておりませんので、登記はできないという形になっております。

渡辺委員　固定資産税等についてはいかがですか。

佐藤北部事務所長　固定資産税については、地方税法で集会施設等は免除するという規定がありますので、譲渡したとしましても集会施設には税金はかかりません。

本田委員長　ほかにございますでしょうか。(なし) 質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。討論を省略し、採決することにご異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、討論を省略し、採決することに決定しました。これから議案第14号について採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、議案第14号 魚沼市地区集会施設条例の一部改正については、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

(3) 議案第15号 魚沼市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

本田委員長　日程第3、議案第15号 魚沼市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題とします。執行部から補足説明はありませんか。

内田市長　補足説明はございません。

本田委員長　これから質疑を行います。質疑はありませんか。

大平(恭)委員　添付資料をいただいて、設置に関して中身が書いてありますが、2条の1項1号、2号、教育課程の編成、学校経営計画に関すること、3番目では、学校長が必要と認めることとありますが、各学校には評議員会とかがあると思うんです。その辺についてのこの運営協議会との絡みはどういうふうになるのか、まず一点伺います。

斎藤学校教育課長　現在、学校評議員ということで、こういった学校の中の協議をしている部分もありますが、こちらの学校運営協議会を設置することによりまして、こちら地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づくものでして、教育委員会で任命していくということになっております。細かく法律に基づいてやっていくこととなりますので、学校評議員会については学校運営協議会に移行するという形になっていきまして、さらに地域との連携の取組みを強化していくということになると思えます。

大平(恭)委員　今、移行するという話がありました。そうすると委員の方もそれぞれそういう形でスライドした中で、運営協議会の委員にもなるということでもよろしいでしょうか。

斎藤学校教育課長　そこはスライドするという考え方ではなくて、また今後新たに学校運営協議会で委員を人選していくという形になりまして、形としてその中で1人とか入っていくとか、そういうことはあるかもしれませんが、新たに人選するということとなります。

大平（恭）委員 法に基づいて学校運営協議会の設置ということでご説明ありましたが、この協議会の役割というか、権限といいたいまいしょうか、その辺りは今までの評議員会とは全く別物と考えてよろしいでしょうか。

斎藤学校教育課長 こちら合議体ということで、この2条のところにありますが、教育課程ですとか学校経営計画の協議会の承認を得る、また3条のところでは、教育委員会または対象学校の校長に対して意見を述べるができる、そしてまた4条のところでは、評価を行うというような規定になっております。今までの評議員の中ですと、基本的には評価をしていただくという部分を中心だったんですが、こういった特に意見を述べるができるというところで一定の権限を持つというような形になります。

大平（恭）委員 確認ですが、これは年額で出ていますので、恐らく1回か2回くらい、年度に関して、その程度のものではないかと思うんですが、行われることが結構大変な形かなと今お聞きして思いました。なので、かなり見識を求められる方がならないと、ただ教育委員会等あるいは学校等の話を聞いて、それにお墨付きを与えるような形ではないというふうに思いますので、ここの辺の人選については具体的には何か考えてらっしゃるのでしょうか。

斎藤学校教育課長 規則の6条のところ、協議会の委員は13名以内とし、となっています。1号から9号まで、保護者、地域の住民、学校の校長、教職員も委員として入り、学識経験者、行政機関の職員、学校支援地域コーディネーター、地区公民館長、こういったことでありますので、こういった方々から人選をして組織すると考えております。

大平（恭）委員 対象学校とあります。これは市内全部の学校という意味でしょうか。それとも、ある程度絞った中での対象ということでしょうか。

斎藤学校教育課長 この学校運営協議会制度の導入につきましては、全小中学校を対象に目指しております。来年度につきましては小出小学校をモデル校として進めていくことで考えております。

大平（恭）委員 それでは、一斉ではなくて段階的にやるという話ですが、これは全く新しい形だと思うんで、非常にそういう面の検証というのが必要で、ある一定の組織観というんですか、そういうものが必要だと思うんですが、それはどの程度考えてらっしゃいますか。

斎藤学校教育課長 来年度、小出小学校をモデル事業として、そこをまずほかの学校からも検証していただいて、令和4年度に全小中学校に一斉に導入することを今目指しています。

大平（恭）委員 なかなか急いでいる感じがあるんですが、これは確認ですが、今まで措置が遅れたということでそういうことなのか、それとも特に県内自治体の小中学校に対しても同様な足並みなのか、それともまた違う形なのか、その点確認します。

斎藤学校教育課長 文科省のほうでは、2022年度までに運営協議会を設置するよう努めることということになっております。そういったところもあります。今地域と学校の連携がさらに強化が必要な時期に来ておりますので、魚沼市としてここを大きく一気に推進していこうという考えであります。

渡辺委員 第5条のところで、学校支援への住民参画の促進という条がございます。それで、今回の条例の一部改正では、運営協議会の委員の費用弁償だけがございますけれども、こ

ういった促進を求めるような事業等を計画することになりますと、当然そこには予算等も絡んでくるかと思えます。これまで当市にもいろいろな形での運営協議会がございますが、年2回あるいは3回の費用弁償の金額しかなく、なかなかその運営協議会がちゃんとした住民参画の促進ですとか、そういった目的を果たせずにいるのではないかと思っております。また、この同じところになりますけれども、第13条には研修というようなところもございます。そういったところの予算的なことの措置なんですけれども、今後どのように考えていかれますか。

斎藤学校教育課長　こちら新年度で、コミュニティスクール推進事業ということで新規事業での計上を予定しております。そちらのほうで、学校運営協議会の設置への支援、こういった研修ということで、補助金も10万円程度、各協議会に補助金を創設するというところで考えております。そういった支援を考えております。

渡辺委員　今のお話ですと、この住民参画の促進のための費用としての補助金が10万円、ほかに研修費としてまたその分も入っているということになるのでしょうか。

斎藤学校教育課長　そこは、協議会の研修も含めてということになっております。

本田委員長　ほかに質疑はございますでしょうか。(なし) 質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。討論を省略し、採決することにご異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、討論を省略し、採決することに決定しました。これから議案第15号について採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、議案第15号 魚沼市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

(4) 議案第16号 魚沼市新庁舎建設基金条例の廃止について

本田委員長　日程第4、議案第16号 魚沼市新庁舎建設基金条例の廃止についてを議題とします。執行部から補足説明はありますか。

内田市長　補足説明はございません。

本田委員長　これから質疑を行います。質疑はありますか。(なし) 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。討論を省略し、採決することにご異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、討論を省略し、採決することに決定しました。これから議案第16号について採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、議案第16号 魚沼市新庁舎建設基金条例の廃止については、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

(5) 議案第17号 魚沼市消防本部及び消防署設置条例の一部改正について

本田委員長　日程第5、議案第17号 魚沼市消防本部及び消防署設置条例の一部改正についてを議題とします。執行部から補足説明はありますか。

内田市長　補足説明はございません。

本田委員長　これから質疑を行います。質疑はありませんか。(なし) 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。討論を省略し、採決することにご異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、討論を省略し、採決することに決定しました。これから議案第 17 号について採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、議案第 17 号 魚沼市消防本部及び消防署設置条例の一部改正については、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

(6) 議案第 18 号 魚沼市火災予防条例の一部改正について

本田委員長　日程第 6、議案第 18 号 魚沼市火災予防条例の一部改正についてを議題とします。執行部から補足説明はありませんか。

内田市長　補足説明はございません。

本田委員長　これから質疑を行います。質疑はありませんか。

大平(恭)委員　今回の改正の対象、市内での対象施設は何か所程度あるのか、まずお聞かせください。

山之内消防長　現段階では、この条例に伴って届出が必要となる施設は市内ではございません。ただ、この規定以外の充電ステーションというのは、届出はありませんけども、ホームページ等で確認しますと 10 か所あるということで認識しております。

大平(恭)委員　今ないということなんですけど、今後考えられるので非常に重要だと思いますが、経過措置期間というのは今回の改正についてはあるのでしょうか。

山之内消防長　それにつきましては、4月1日でありますので、ないということであります。

大平(恭)委員　確認ですが、では新規にそういう場所をつくる際の基準や届出になるということでしょうか。

山之内消防長　そのとおりの取扱いになります。

大平(恭)委員　対象がないので、お知らせするというのもあれかなと思うんですが、一応聞きます。周知のほうは考えてらっしゃいますか。

平澤予防課長　4月1日からの施行ということで、今のところ周知のことは考えておりませんが、今現在市内に該当するものがございませんので、今後設置する場合はこの新しい火災予防条例に従って届出が必要になるというものでございますので、今後市民並びに業者等からご相談があった場合には、きちんと届出をお願いしますという指導を行うものでございます。

大平(恭)委員　今回の改正、結構大規模な設置についての改正事項だと思うんですが、これは全国的に見れば、火災等が発生するような案件というのは出ているのでしょうか。それともまだ少ないのでしょうか。そこら辺はどうでしょうか。

平澤予防課長　今現在でこの充電設備に関する火災については承知しておりません。なお、今回の改正は、電気自動車の普及が進んで、それに伴いまして充電設備等の需要も増えてくるということで、それに伴いまして数々の安全装置を文言に入れて、使いやすく事故のない安全な充電ステーションをつくるという国の考え方によるものでございます。

本田委員長　ほかに質疑はございますでしょうか。(なし) 質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。討論を省略し、採決することにご異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、討論を省略し、採決することに決定しました。これから議案第18号について採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、議案第18号 魚沼市火災予防条例の一部改正については、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

しばらくの間、休憩いたします。

休　　憩 (10:51)

消防長、消防総務課長、予防課長　退席

再　　開 (10:52)

本田委員長　休憩を解き、会議を再開いたします。

(7) 議案第19号 魚沼市市民会館条例の一部改正について

本田委員長　日程第7、議案第19号 魚沼市市民会館条例の一部改正についてを議題とします。執行部から補足説明はありますか。

内田市長　補足説明はございません。

本田委員長　これから質疑を行います。質疑はありますか。

星野委員　旧公民館の会議室等の利用料金等はお幾らなんでしょうか。

吉澤教育委員会事務局長　魚沼市の公民館、市民会館につきましては、面積等に応じて料金の階層を設けておりまして、49平米以下が時間200円、99平米以下50平米以上が時間500円、それを超えて149平米位以下が800円、それを超えた大ホール等につきましては1,000円から1,900円と分かれております。公民館、市民会館につきましては、先ほど申し上げた階層によりそれぞれの公民館、市民会館で面積に応じて統一された料金でございます。

星野委員　料金のほうは面積に応じているということで理解いたしました。上の階はコールセンターでありますプレステージさんです。音に関して慎重にならなくてはと思うのですが、会議室、研修室等は防音室になっているのでしょうか。

吉澤教育委員会事務局長　通常レベルの防音はされていると思いますけれども、特段の防音室というような取扱いにはなっていないと承知しています。

星野委員　会議室、研修室等で、例えばオカリナや大正琴などのサークルの人が使うような想定とかはないのでしょうか。

吉澤教育委員会事務局長　まだ供用開始していませんので、具体的な団体等については承知をしていませんけれども、今考えているのは、会議あるいはあまり音が出ない集会等と考えております。

星野委員　上に音が響かないように、この会議室ではマイクを利用することができないとい

うようなお話をちょっと耳にしたんですけど、その辺は本当でしょうか。

吉澤教育委員会事務局長　　そういうことは想定していません。マイクを使って上階に響かない程度であれば、通常の防音があれば可能かと思っております。

星野委員　　その辺の利用条件を明確にさせていただき、利用者の人とトラブルにならないようにしていただきたいと思いますが、いかがですか。

吉澤教育委員会事務局長　　供用開始までの間にそういうところも詰めて開始をしたいと思っております。

渡辺委員　　こちら旧湯之谷庁舎という名称でこれまで呼んできました。今後は湯之谷会館との名称になり、上にはプレステージさんの民間の会社がございます。民間の会社としては、ここをどのようにして名称として使う予定なのか御存じですか。

吉澤教育委員会事務局長　　今回条例改正に上げたのは、市民会館として使う部分の1階を想定しておりますので、プレステージ社が使用している部分についての名称については承知していません。

渡辺委員　　議会のほうで現地のほうを見させていただいて、またご案内のときにいただいた資料の中には、湯之谷庁舎内という書き方で事務局が書いてあったものですから、できればそういった名称なく、プレステージさんが番地だけで会社として使えるような形で協議していったほしいという希望があるんですけど、その辺り当局はどのようにお考えですか。

吉澤教育委員会事務局長　　財産管理に係る部分でもありますので、管財とプレステージさんと相談して検討したいと思えます。

本田委員長　　ほかに質疑はありませんか。(なし) 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。討論を省略し、採決することにご異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、討論を省略し、採決することに決定しました。これから議案第19号について採決いたします。お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、議案第19号 魚沼市市民会館条例の一部改正については、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

(8) 議案第30号 市有財産の処分について(三淵沢生活改善センター)

本田委員長　　日程第8、議案第30号 市有財産の処分について(三淵沢生活改善センター)を議題とします。執行部から補足説明はありませんか。

内田市長　　補足説明はございません。

本田委員長　　これから質疑を行います。質疑はございませんか。(なし) 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。討論を省略し、採決することにご異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、討論を省略し、採決することに決定しました。これから議案第30号について採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、議案第30号 市有財産の処分について(三淵沢生活改善センター)は、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

(9) 議案第31号 市有財産の処分について（西名農事集会所）

本田委員長 日程第9、議案第31号 市有財産の処分について（西名農事集会所）を議題とします。執行部から補足説明はありませんか。

内田市長 補足説明はございません。

本田委員長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。（なし）質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。討論を省略し、採決することにご異議ありませんか。（異議なし）異議なしと認めます。よって、討論を省略し、採決することに決定しました。これから議案第31号について採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。（異議なし）異議なしと認めます。よって、議案第31号 市有財産の処分について（西名農事集会所）は、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

これで市長及び北部事務所長は退席お願いいたします。（市長及び北部事務所長退席）
しばらくの間、休憩といたします。

休 憩（11：00）

再 開（11：10）

本田委員長 休憩を解き、会議を再開いたします。

(10) 所管事務調査について

・魚沼市洪水・土砂災害ハザードマップの作成及び指定避難所等の見直しについて

本田委員長 日程第10、所管事務調査についてを議題とします。

まず、魚沼市洪水・土砂災害ハザードマップの作成及び指定避難所等の見直しについて、執行部に説明を求めます。

森山総務政策部長 本件につきましては、先の全員協議会におきましてこの計画案をご説明させていただきました。説明については、その際の説明ということでご了承をお願いいたします。

本田委員長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

渡辺委員 スケジュールでは、この2月中旬に地域説明会をするということですが、今どれくらいまで進んでいますでしょうか。

富永防災安全課長 説明会につきましては、先週、先々週ということで、一応このスケジュールに書いてある河川の流域沿いの自治会長さん、防災士さんを集めての説明会については終了させていただいております。

渡辺委員 その中での意見等ということなんですけれども、それについては今まとめているところなのか、それとももうまとめ終わって、2月下旬庁内関係部署への意見照会ということになっていますけど、この辺りのスケジュール終わって、私たちのところに出せる状況になっているのかどうかお聞かせください。

富永防災安全課長　取りまとめにつきましては、今、最終的な会議録について調整しているところでありまして、一応何点か意見が出ております。今回の見直しによりまして河川が追加になって、避難所が一部浸水地域に入るところが出てきております。広神地区につきましては、西小が若干浸水地域に入ってしまったということでありまして、基本的に体育館の床の高さより低いところまでが最大の浸水域ということの中で、地域の方に説明をさせていただいて、継続して避難所とすることについて同意いただいておりますし、そのほか、大雨で橋が渡れなくなったときにどのような避難をすればいいのかというような意見も出ておりましたが、基本的に気象状況等を見た中で、市のほうからは早めの情報提供をするということに基づいて、各自治会のほうで早めの避難をお願いしたいというようなお話をさせていただいているところでありまして。

渡辺委員　詳しい報告のほうはまた後で出てくると思うんですけども、全部終わった中で、大きな反対ですとか、計画を見直さなければならぬような意見というのはございましたでしょうか。

富永防災安全課長　この説明会の中では特に大きな反対といった部分はありませんでした。

星野委員　全員協議会の際に大屋議員が質問しておりました田戸の地域が抜けているということですけど、その田戸の地域はどちらに入るのかをお願いします。

富永防災安全課長　田戸につきましては、一応堀之内高校等を予定しております。計画書でありますけれども、資料の4ページでございます。そこにそれぞれの地区の避難場所という形で書かせていただいておりますけれども、その中の県立堀之内高校等を予定したいと考えております。

大桃（聡）委員　今の資料であれば、受入地区はいいけれども、地区人口とか足されるわけだから、ここを直さないと駄目ですが、それは幾つになるのか教えてください。

富永防災安全課長　大変申し訳ありません。今その資料を持ち合わせておりませんので、後ほどにさせていただきたいと思っております。

本田委員長　ほかにもございますでしょうか。（なし）質疑なしとさせていただきます。これで質疑を終結します。本件については以上といたします。

・小出郷図書館の改修について

本田委員長　次に、小出郷図書館の改修について、執行部に説明を求めます。

吉澤教育委員会事務局長　それでは、お配りしましたA4で1枚ものの小出郷図書館改修についてとあるもの、それとR4魚沼市教育センター組織・機能図とあるものについてご説明いたします。小出郷図書館の改修につきましては、令和2年2月7日の総務文教委員会にて、各階の利活用方針をお示しをしております。1階、2階につきましては、基本的に現在と同じように書架と閲覧スペース、3階に教育センター、4階に美術品、文化財の展示・収蔵スペースと多目的スペースという計画でございました。その中で事業スケジュールについても併せて報告しておりましたが、令和2年中に工事の設計業務を委託し、令和3年度に改修工事、それから令和4年に教育センターの開設と改装した図書館の供用開始ということでご報告をしております。今回、その詳しいご説明をさせていただきたく資料

をお配りしたものであります。説明については、生涯学習課長が行います。

大桃生涯学習課長 (資料「小出郷図書館改修について」により説明)

斎藤学校教育課長 (資料「R 4魚沼市教育センター組織・機能図」により説明)

本田委員長 これから質疑を行います。質疑はございますでしょうか。

大桃(聴)委員 先ほど2年2月7日の総文である程度説明したというようなお話がありましたけども、今回、令和3年度の一般会計予算に載ってくるわけですが、予算案をつける前にこういうことは委員会に報告してご相談なさるのがよろしいんじゃないですか。

吉澤教育委員会事務局長 基本的に令和2年2月にご報告した内容に沿っての改修計画であったということだったので、これまで特に説明の機会ということでこちらからは設けておりませんでした。ご指摘のようなことで、丁寧なご説明をするべきだったかと考えております。

大桃(聴)委員 2月にやったことでそのままにしたのが、丁寧な説明でなかったなんて話じゃないんです。してないんですから。予算つけるんだったらその前にこういうふうにします、計画書ができました、いかがでございましょうと出さないと駄目でしょう。何をやっているの。なんか言い訳してみてください。

吉澤教育委員会事務局長 言い訳というか、特に言い訳という言い訳はございません。こちらとしてのやるべきことが遅れてしまったと反省しております。

大桃(聴)委員 総務文教委員会でも、あそこ買ってしまった図書館どうしたらいいかと、みんな悩んでいるんです。そういう中で、あんた方計画がいつまでもできなかったのを、できたんだったら喜んで報告して承認得るような、そういうことでなければ何やってるのと、そういうことです。そんなのいつまで言ったってしょうがない。中身ちょっと聞きますけど、これ1枚が詳しい説明だそうなんで笑っちゃいましたけど、この工事概要のところですが、構造的な部分の一つも手が入らないというような感じなんです。3階、4階についての荷重の関係で、それこそ図書も置けないし重量物を置けない。人数がどのくらい入れるか私分かりませんが、今のこの計画の中で、構造的な補強であるとか改修であるとかをしなくてもいいということでもよろしいですか。

吉澤教育委員会事務局長 荷重につきましては1平米当たり240キログラムということで、それについては上階には書架を置かないということで、その部分の構造は変えておりませんので、上階は事務スペースと多目的スペース、文化財の展示ということで、あまり重量物を置かないようなフロア配置にはしています。

大桃(聴)委員 教育センター組織・機能図というのをいただいたんですが、教育支援チームでフラワーームだとかフラワーーム分室が今あって、そっちでやっているわけですが、ここにこれを移すというのは、フラワーーム自体を移さないで、職員というか事務的な部分だけここに移すという理解でよろしいですか。

吉澤教育委員会事務局長 フラワーームもこの小出郷図書館の3階部分に移す予定であります。そのほかに適応指導教室にフラワーームの別室的なものを設けたいという考えであります。

大桃(聴)委員 かなり的人数がここに職員として入ると、それこそ4階がギャラリーだとかミーティングルームになると、かなりの人たちが入ってくるんじゃないかと私は思い

ます。フラワーームの利用者がどのくらいか分かりませんが、そういう中で、あそこに何人乗りだろ古いエレベーターが1個あるだけなんですけど、その辺は改修しなくてもいいのかどうか伺います。

大桃生涯学習課長 エレベーターの改修は考えておりません。

大桃（聴）委員 あのエレベーターは何人乗りでしたか。

大桃生涯学習課長 今すぐ答えが出てきませんので、後で報告をさせていただきます。

大桃（聴）委員 最大6人くらいじゃないかと私思っていますけども、1階から2階に上がるエスカレーターは止まっていますけど、あれが動くかどうか分かりませんが、それと階段とか使わないと大人数が移動というのはできないんじゃないかと私は思うんですけど、その辺については何の考えもないのでしょうか。

吉澤教育委員会事務局長 基本的には教育センターの職員と、通ってくるフラワーームの子、あるいは相談者ということで、一度に多数の人数が上階目がけて移動するという想定をしていないものですから、今課長が申し上げたような改修の範囲にとどまっているということでもあります。

大桃（聴）委員 前、星野委員が言ったんじゃないかと私記憶しているんですけど、フラワーームに来られるお子さんが、あまり人目に会いたくないという気持ちもあるかもしれないんですが、そういったところの対応みたいなのは考えてらっしゃいますか。

吉澤教育委員会事務局長 エレベーターを使えば1階、2階を通らずに3階フロアに到着できますので、館内については基本的にはプライバシーが守れるものと考えております。ただ、子供の状況によってはそこまで行くことが困難という事例も考えられますので、そのために別室ということも想定していますし、あるいはこちらから出て、アウトリーチしていくという考え方も併せて考えておりますが、機能としてのフラワーームは小出郷図書館の3階に移転すると考えております。

大桃（聴）委員 今、別室というお話がありましたけども、ここを使わないで別な場所という、そういうことでよろしいですか。図書館の話じゃないんで申し訳ないですが。

吉澤教育委員会事務局長 基本的なフラワーームの本拠としてはここを使いたいと考えておりますが、通ってくるお子さんの住所ですとか状況によって、そのケースによって考え、使い分けたいと考えております。

星野委員 引き続きフラワーームの件なんですけれども、現在フラワーームに通っている子供が、この移転先が今度町なかの図書館の3階になるということで不安に思っていて、今後行けなくなるんじゃないかというような思いがあるような子が出ているとか、そういった件はいかがでしょうか。

吉澤教育委員会事務局長 今の段階では適応指導教室で指導に当たっている先生方と相談して、このような計画に至っていますので、もちろんさっき申し上げたようにケース・バイ・ケースですけれども、おおむね適応指導教室としては、移転についても確認が取れていると考えています。

星野委員 フラワーームの場所が問題で、ここの利用者がもしいなくなった場合は、別の場所でフラワーームを考えていくという方向はありますでしょうか。

吉澤教育委員会事務局長 フラワーームはフラワーーム単独で存在しているというより

も、この適応支援班と同じところに置くという基本的な考え方でありますので、フラワー
ルームに通ってくるお子さんの状況にはよりますけれども、適応支援のセクションにおけ
るフラワールームというのは小出郷図書館の中に引き続きあるという想定をしております。

大平（恭）委員 何点かお聞きします。まず、エスカレーターはどうしますか。

吉澤教育委員会事務局長 エスカレーターにつきましては、そのまま存置をして、基本的
に今の状態のままです。

大平（恭）委員 今のままというのは動かさないんですか。

吉澤教育委員会事務局長 そのような計画であります。

大平（恭）委員 通行ができないということですか。

吉澤教育委員会事務局長 そのとおりであります。

大平（恭）委員 改修するんですから、もうちょっと考えないと改修する意味ないんじや
ないかと思います。前にも聞きましたけど、あれ相当ながたいです。改修するんだったら、
多分どうにかなるんだろうなというふうにみんな思いますよ。改修するわけですから。1
か月、2か月休むんでしょう。それで何もしないというのは、その理由は何ですか。多額
な費用ですか。

吉澤教育委員会事務局長 エスカレーターが構造部分にかなり関わっておりまして、あれを
撤去することによって、工事費が相当違ってくるということから、そういうことも勘案し
て今のままとしたいと考えております。

大平（恭）委員 こだわって申し訳ないですけども、その工事費用は見積もったんですか。

吉澤教育委員会事務局長 詳細には見積もっていません。

大平（恭）委員 多額かどうかはどこで判断しましたか。

吉澤教育委員会事務局長 構造に関わっているというところからすると、基本的には1階、
2階は今の使い方のままでいきたいというこちらの考え方からすると、確かにあの部分は
無駄といいますか、デッドスペースになっていますが、そこに多額の改修費用をかける
ということは今回考えませんでした。

大平（恭）委員 もう多額の費用かけていますよね、当初予算で。今回の主には3階、4階
の大規模改修の部分で中心だと思うんだけど、1階のあのエスカレーターは思い切って
こういうときに、利用するんだったら別ですが使わないのであれば費用多少かけたってや
るべきだと思います。その決裁が下りないかどうかという部分は、議会もありますから、
現状を考えたって改修をしないのかというほうのクレーム、利用者からの意見が出て、さ
あどうするのということを考えるよりは、見直して考えていったほうが良いと思うん
ですけど、そこら辺のお考えないんですか。

吉澤教育委員会事務局長 あくまで1階、2階は現在の使い方というところから考えがスタ
ートしておりますので、書架の並べ方ですとか、そういう構造をいじらない部分でよりよ
くしようとは考えていますけれども、エスカレーターにつきましては今のままというこ
ろから始まっておりますので、考えていないというところでもあります。

大平（恭）委員 逆に利用するという手もあります。改修費用がどの程度かかるか分から
ないけども、構造を変えないのであれば、それをエスカレーターとしてそのまま使うと、ど
の程度費用がかかるか分からんけど、いじらないのであれば、どう考えたっておかしいと

思います。そこは検討材料にならないんですか。いかがですか。

吉澤教育委員会事務局長　あのエスカレーターをエスカレーターとして使うという考えはございませんで、今完全に死んだ空間となっていますけれども、あそこを何らかの形で活用ということは考える余地があるとは思っていますけれども、エスカレーターとして新たに使うということは考えておりません。

大平（恭）委員　これ大事だと思うんです。大事だと思っているのは私だけかもしれないけれども、やっぱり改修する以上は利用者、市民の方は期待をしていますので、そこをきちんと踏まえて対応すべきだと思います。これはぜひ検討に加えてください。聞いても答えは同じかもしれないけど、一応そういうところを検討するかどうか、それだけお聞きします。

吉澤教育委員会事務局長　当初予算に上げた工事費の中にはその部分を含んでいませんので、ここでそれを検討するというふうにすぐお答えするわけにはいきませんが、さっき申し上げたような、工事費をかけないような活用の仕方があるかどうかも含めての検討ということであれば考えたいと思っております。

大平（恭）委員　3階部分についてお聞きします。不登校や家庭支援、生徒指導、研修講座、いわゆる相談の部分というくくりなんですけど、これも先ほどのフラワーームの考え方と若干だぶるかもしれないんですけども、私にご相談なされる方々、そしてそもそも不登校やそういう状況になりかけている児童、生徒の方々の保護者の方々とか、非常に入りづらい部分があると思うんです。そこで先ほどおっしゃいました入口、上がる部分を、エレベーターは新たに設置する考えはないと、そのまま使うということらしいので、であるならば、やっぱり相談支援の場所をきちんと確保して、その上でこういうところも活用しながらいかないと、相談したいんだけど来れなくなったり、行けなかったりするの是非常にまずい。そういう状況が起こらないための措置をするべきだと思うんですが、そこら辺の出先だとか具体的な場所とか、今検討されているかどうか伺います。

吉澤教育委員会事務局長　この教育センターを設置することによって、教育相談全般をここで受けた上で、それが適応支援に振り向けられるべきものなのか、それとも学習が遅れているものなのかというところを引き取った上で、それぞれの担当に振り向けたいということで、全体をここの教育センター1か所にまとめたいというのはそこでもあります。その上で、そのセンターに来るのではなく、こちらから出向いていく相談ということが有効な案件については、当然それは考えるべきと考えておまして、それについては今もやっていることでありますが、引き続きそれは行いたいと考えております。

大平（恭）委員　今実際にご相談なされている方々や対象となられる方々からの、今回こういうふうで大規模改修をして小出郷図書館のビルの3階に移りますと、そこら辺についてのご意見だとか要望を事前にお聞きしていると思うんですが、その中身は、今私が言ったことについての形でもいいですし、ほかの案件があって、それぞれ利用者の方々の気持ちに沿った対応を今後考えていくのかどうか、そこら辺を伺います。

斎藤学校教育課長　相談室については3階に設置しておりますが、そこで来てもらったときに相談する個室というのはございます。基本的には学校と連携しての相談ということになりますので、学校のほうには全てこの計画については了承を取っておりますし、また家庭支援、スクールソーシャルワーカー等、今年度より配置しております。直接家庭に入って

の相談、そういったことが中心になっていくかと思います。

大平（恭）委員 それはこちら側の話であって、繰り返しますけど、実際に相談を受けている方々のご意見、要望なんかは上がって、それ応じて対応していますかと、そういうことです。

吉澤教育委員会事務局長 事務局は直接そういう児童や保護者に意見を聞いたということはないんですけども、適応支援で普段接している先生方には当然この話を相談して、それで問題ないだろう、あるいはこのことによって効果が増すだろうということの意見はいただいておりますので、問題がないものと考えております。

大平（恭）委員 直接的ではなくても、間接的であっても、担当されているスクールソーシャルワーカーの方々だとか、学校の担当の方々だとか通じて、今回のことはご説明あるいはこういうことになりますという話は通っているんですね。

吉澤教育委員会事務局長 それも含めてケース・バイ・ケースですので、全ての相談者にこの同じ話通っているかというのは分からない部分もありますけれども、おおむね了解は得ているものと考えております。

渡辺委員 大平恭児委員に重複するような形での質疑もあるんですけども、魚沼市の改修工事は非常に中途半端で、皆さんが使いたいと思うような改修になっていません。例えば、コワーキングスペースの広神庁舎ですけども、あそこ今現在どれだけ使っているのか。もう少しスタイリッシュな改修をしていかなかったら、この町に住みたいとか、この町に来て仕事をしたいなんて思いません。それと同じように、今回の図書館の改修でエスカレーターを残したままにしておいて、2か月も休んで、その間その工事をしないなんていうことはとても考えられません。先ほどほかの委員からも何故この計画を予算書に上げる前にここに出してこなかったんだと。もしこれが早い段階で出てきていたら、恐らく多くの委員からエスカレーターについてどうするのかという質疑をされ、しっかりと予算書に載せていただけるような方向でできたと思います。あそこのエスカレーターを撤去する費用、あるいはあれを生かす費用、あるいは撤去した後あそこに何かしらの有効なスペースを使う。また、先ほど事務局長からは、あのままの形で何かしら活用できる方法があるかということも考えるということでしたが、そういったこと全てお金をかけて検討すべきだと思いますが、いかがでしょうか。

吉澤教育委員会事務局長 今の時点で、そこの撤去を含んだ分の設計となっていないので、ここでお答えできることは先ほど申し上げたとおり撤去しない形での活用ができるかどうかも含めて検討するというところで、申し訳ありませんが繰り返しになってしまいますけども、そういうふうなことであります。

渡辺委員 これ、工事請負のときに議会議決が必要な案件ではございませんか。

吉澤教育委員会事務局長 そうなる見込みであります。

渡辺委員 どのスペースも、正直魚沼市はちゃんとした改修工事とかにお金をかけないで使おうというふうに思っているところが多い。これでは住民が合併してよかった。それぞれの場所がよくなってよかったと実感できないです。ほかの地域から呼び寄せることもできないです。そのための投資を今すべきときだということに、執行部側がそのような考え方で、ほかのこともそうですけれども、お金をきちんと使わない。この理由はどこにあるんです

か。

吉澤教育委員会事務局長　ほかのことというところまでのお答えはできませんけれども、小出郷図書館に関しましては、基本的に商業ビルだったものを取得して改修するというところで、最初から改修には一定の制限があるということ織り込んで今回の3階、4階部分も含めての改修計画だったということから、あまり理想を追ったというか、そういうようなことを考えていなかったということでありまして、これが市のほかの施設一般にそういう話ができるかどうかというのは別問題として、今回についてはそういうことでもあります。

渡辺委員　十日町市の町なかの商業ビルを改修して、住民が市民センターと使っているところも、南魚沼市がコワーキングスペースとして大和庁舎、また南魚沼市の図書館として商業スペースをあれだけ大胆に改築して、住民が喜んで集ってくる場所をつくっているにもかかわらず、魚沼市だけが何故それができないかということを知りたいんです。今回、これは契約事項です。このままの計画の内容で、正直言って議会の大方の議員が賛成できると私は到底思えません。しっかりと計画の見直しを図るべきだと思います。これについては、先ほどと同じ答えになるとしますので結構です。それで、工事期間が2か月に及ぶということですが、学習スペースの代替等を小出郷福祉センター等を活用して計画しているということでした。そのほかいろいろな場所があるとは思いますが、できるだけ早い段階でお子さんたちが困らないように周知を徹底すること、そして子供たちだけでなく、地域住民にもしっかりと学習スペースや本の貸出し等のことを事前の広報でしっかりやっていただきたいこと、前回、湯之谷会館の共有スペースとしてプレステージさんのほうが使ってもいいと言ったところも、学習スペースとして使ってもいいということだったので、その辺りもぜひそこに広報として載せていいかというようなところも会社の側とご相談してはいかがかと思うんですけど、いかがでしょうか。

吉澤教育委員会事務局長　まず、場所的に一番近い小出郷福祉センターを第一候補にしたいと考えております。その上で湯之谷会館につきましては、今回改修がなって湯之谷公民館図書室として閲覧スペースを当然設けるわけではありますが、そこについてはあらかじめプレステージさんと両方の、プレステージさんのほうの従業員の方もそこを使っていた方がいいし、当然図書室の閲覧ですので利用者も使ってもいいということで、そこは両方使ってもいいということで協議が整っていますので、それについてはそこもちろん使ってもいいと考えておりますし、そういう広報もそこも含めあるいは広神コミセン等も含め周知をしたいと思っております。

渡辺委員　そのようにしていただきたいと思っております。次に、もう1枚のほうの組織図のほうで質疑をさせていただきたいと思っております。この組織図を見させていただきますと、理科センターのみが湯之谷中学校内にそのまま、ほかのものは全てこの魚沼市教育センターのところに入ってくるということになってるかと思います。この特別支援教育チームについては、学校教育法あるいは教育委員会法なり、どのような法律に基づいた組織というか地位になるのでしょうか。

斎藤学校教育課長　こちら、学校教育法の中には、配慮が必要なお子さんには特別支援として、実際に各学校に特別支援学級というのはありますので、そこに専門の管理指導主事がついて特別支援に当たるというような、正式な教育活動の重要な部分であります。

渡辺委員 平成 28 年の児童福祉法の一部改正の中で、市町村子ども家庭支援拠点というものを令和 4 年度までに設置努力義務ということになっております。一般質問のほうでも出させてもらっているので詳しくはまたですけれども、いろいろな支援をこの教育センターを使いながらやっていくということを考えますと、長岡市ではその支援拠点は教育部門である要町の旧長岡市の庁舎に入れております。今後そういった支援チーム等も入っていったり、不登校等のひきこもり、このひきこもりほうほどのような法律を基につくり、補助金等どのようにして入ってきているのかお聞かせください。

斎藤学校教育課長 ひきこもり支援につきましては、また福祉部門とも関係してきますが、そういったところのひきこもり支援、補助金等というのはそういったところでもありますが、先ほどの児童家庭支援の考え方については、今子ども課のほうで、また子育て支援センターといった拠点も虐待の関係とかもありますので、そういったところで中心にやっていくこととなりますが、当然こちらの教育センターとそういった家庭支援、子ども課と連携してやっていくということになります。ひきこもりについても引き続き支援していきますが、今後ひきこもりの窓口については福祉部門ですとか医療部門、介護、そういったところも関係してくるということで、今後また福祉部門と協議を進め、どういった分担といいますか、窓口をどうするかということは協議をして、教育センターのほうも正式に設置はしていくと考えていますが、今のところ子供が中学校を卒業してからの 18 歳まで、中学校を卒業してそこで高校に行かないでひきこもりとか、そういった部分があります。そういった 18 歳までについては、基本的にはこの教育センターで担当するべきものと考えております。

渡辺委員 組織論なので今後の検討課題だと思うんですけども、私のイメージとしては、この魚沼市教育センターというところが、ここに園もかかっていますので、ゼロ歳から 18 歳までのお子さんを包括的、総合的に支援していく、当然学習面も含めてですけども、場所だと考えておりますが、そのような場所として機能するという予定でしょうか。

吉澤教育委員会事務局長 子育て世代包括支援センターが、新庁舎開設に伴って本市でも開設されたわけですけども、そちらは妊娠期、出産期から学齢期までずっとということなので、重なり合いながらも教育センターにおいては、基本的には小学校入学ということになるんですけども、当然就学前の支援も必要でありますので、そういう意味で保育園から、場合によっては未就園からの支援を、子育て世代包括支援センターと重なり合いながら、役割分担しながら進めていきたいと考えております。

渡辺委員 市町村子ども家庭支援拠点というのは、子育て世代包括支援センターとはまた別の拠点になりますので、そういったところをどのようにして考えていくかについては、また今後の課題とさせていただきたいと思っておりますので、そちらもしっかりと検討していただきたいと思っております。

大平（栄）委員 一言だけなんですけど、教育委員会事務局長にちょっとお願いしたいんですが、ほかの執行部もそうですが、計画を議会の議決事項じゃなくして、前に改革の委員会で議決することはないけども、常時その都度その都度説明していくから議決事項じゃなくしてくれって言ったんです。それもあから、皆さんが言ったように、去年言ったからいいじゃなくて、それはやっぱりやるべきことをやらなかったのだからこういうことになりました

たので、その辺を反省してしっかり今皆さんが言ったことを考えてやっていただきたいと思います。以上です。

本田委員長　ほかにございますでしょうか。（なし）これで質疑を終結いたします。本件につきましては、以上ということによろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）
しばらくの間、休憩いたします。

休　　憩（12：01）

休憩中に懇談的に意見交換

再　　開（12：02）

本田委員長　休憩を解き、会議を再開いたします。会議を続行いたします。

（11）閉会中の所管事務等の調査について

本田委員長　日程第11、閉会中の所管事務等の調査についてを議題とします。お諮りします。本委員会が閉会中に所管事務等の調査を行うことについて、議長宛て申し出たいと思います。ご異議ありませんか。（異議なし）異議なしと認めます。したがって、閉会中の所管事務等の調査については、議長宛て申出を行うことに決定いたしました。

（12）その他

・魚沼市公立保育園等再編計画パブリックコメントの結果について

本田委員長　日程第12、その他を議題といたします。

最初に、魚沼市公立保育園等再編計画パブリックコメントの結果について、執行部から報告願います。

吉澤教育委員会事務局長　（資料「魚沼市公立保育園等再編計画(案)パブリックコメントの結果とその反映状況」）により説明）

本田委員長　ただいまの報告につきまして、質疑はございますか。

大平（恭）委員　説明会の参加人数のことなんですけど、ご説明がありましたコロナの影響もあると、周知も足りなかったのではないかという話で、これはご意見として紙ベースでやったらどうかというのが出ていると思うんですが、これは紙ベースではやらなかったんですか。

吉澤教育委員会事務局長　説明会にいらっしゃった方には当然紙で資料を配付しておりますが、何月何日にどここの園を対象に説明会をしますというところには、そのとき既にパブリックコメントを実施しておりましたので、その公表している計画案にリンクができるような形でメール配信をしましたがけれども、その周知そのものについては紙をつけていないということでもあります。そこらのご意見をいただいたということでした。

大平（恭）委員　今回の説明会に当たり、参加目標はどの程度だったのでしょうか。

吉澤教育委員会事務局長　参加目標という設定はしておりませんでした。コロナということで各会場の最大の人数を設定しております。各会場の広さが違うので設定はそれぞれでありましたが、大きな園では30人程度の設定をしていたところが、いずれも一桁というようなことでありました。

大平（恭）委員　なんか漠然としている話なので、これは具体的な話なんです。中身が。非常に具体的です。ご心配の声も、説明会に参加された方の意見も、周知がされていない、民営化ってどうなのかと、基本的なことから具体的なことまでお聞きになっています。そうしたら周知の方法も何重にもやるのが私から考えれば普通だと思いますし、何か補足的にやっている感じがどうもするので、何のための保護者説明会だったのかなど。市民・保護者説明会とうたっているわけですから、しかも地域振興センター以外は保護者です。対象が限定されているわけなので、これは場の設定の仕方と周知もそうですが、保護者がこういう保育の民営化についてどれだけの認識を持っていたり情報を持っているかと、丁寧にやりながらやっていくべきで、開いたから終わりということではならないし、そういうふうに総括されているわけじゃないですか。だったら丁寧に何重にもやっていくべきだったと思います。そこら辺について今後どうするか考えがあれば聞かせてください。

吉澤教育委員会事務局長　保護者宛の実際の手法はメール配信ということだったんですけれども、そのメール配信については、複数回、多いところは3回出しました。ただ、そこでの反応はあまりよくなくて、1巡終わったところで2巡目はしないといけないですし、そのやり方についても、時間ですとか日の設定も含めて多く集まっていたような日を、あるいはやり方を検討しなければいけないということで、1巡目の総括を一旦しているところです。具体的に2巡目どうするかというのは、まだお示しをできておりませんが、2回目以降もするつもりはあります。

大平（恭）委員　やっぱり保護者が主体だという位置づけでないとういうのは成り立たないと僕は思います。形だけつくって終わりという形になると思います。なので、今回やったことについてのご意見だとか、そういうものを丁寧に聞き取って、保育園自体そういうものを集約するような、意見聴取するような形でもう一回仕切り直して、具体的に民営化を求められているつくし保育園なんかは切実な問題な部分もあるわけです。本当どうなのかという辺りはほかの園とはちょっと違うので、そこもほかの園と分けてやるべきだし、全体的な説明も当の保護者自身が意見をどんどん出したり、疑問のことについて挙げて答えるようなやりとりがないと深まらないし、いい計画にならないです。これは抜本的に考え方を保護者主体で考える方向でやったらどうかと思うんですが、その辺についていかがですか。

吉澤教育委員会事務局長　現在の公立保育園の再編の計画ですので、それはまずは市が案をお示しするのが順番だと思いますので、それについては今の案を説明するという機会を設けたいと思いますけれども、あくまでも今の案についてのご意見をお聞きし、ご質問にお答えするという機会を開催したいと思っております。それについては、当然今回その候補としているつくし保育園、それから閉園を想定しているひがし保育園、それから公立で民営化園の候補としている佐梨保育園については、ほかの園よりもさらに丁寧に説明をする

必要があると考えております。

大平（恭）委員　丁寧の説明されるのは当然のことだと思うんで、僕が言っているのは、それを設定するに当たってきちんと入念に準備をするということなんです。我々第三者的な形で議論するというのではなくて、当事者ですから、本当に切実な部分、聞きたい部分、かなり疑問に思っている部分、それについて相当突っ込んだ話がしたくても、そういう認識で、知らない間に終わったという形では非常にまずいと思うので、もう一回見直すべきだと思います。それについて保護者にちゃんと向き合って、ただ私たちは計画をつくりました、皆さん方にお示ししまして丁寧に説明しますというような話じゃなくて、保護者に対してきちんとどうやったら周知ができるか、まず保護者のほう、あるいは園のほうに聞くべきだと思います。その辺いかがですか。

吉澤教育委員会事務局長　決して1巡したからアリバイ的に終わって、次の段階に進むという事は毛頭考えておりませんで、それについては、もっとご意見が出やすい、あるいはいっぱい集まっていたいただきやすい時間を設定したいということで考えておりますし、そのためには園あるいは保護者、あるいは役員会等の機会を通じて集まっていたりするような方法を考えたいとは考えております。

渡辺委員　参加者が非常に少なく残念でありますし、つくし保育園につきましては、民営化される保育園にもかかわらず2人ということで、私は9日に行こうと思って申込みしたんですけれども、孫の具合が悪くなりまして、12日に行けるかなと嫁に聞いたら、保護者と次の保育園に入園する人だけと書いてあったよと言われてしまって、それは駄目なのかしらという状況でちょっと聞けなくて残念だったんですが、こうやって皆さんの反応を見させていただくと、来てらっしゃる方は不安なことがあるので、それで来てらっしゃるから当然質問の内容も否定的だったり、あるいは不安な内容が多いのかなと。逆に言えば来ない人たちは大丈夫だろうと思っているので来ないのか、その辺りは分かりませんが、しっかりと説明をしていかなければいけないというのは、確かにそうです。それとまた、大平恭児委員のおっしゃるように、住民主体、保護者や使う子供たちが本当に喜んでもらえるような民営化をしていかなければいけないとも思っております。そういった意味では浦佐のこども園、あれはつくる前に住民が検討委員会立ち上げて、プロポーザルですとかそういうことをしながらやっていったと、どういう園がいいかというようなことを決めていったという経緯があります。また、十日町市もかなりの時間をかけながら、最終的には統合しながらいい保育園をつくっていくんだというような形で、今のままですと公立であれば建て替えすらままならないという状況ですので、民営化を機に建て替えをし、今の子供たちのニーズに合った保育園、こども園にしていくという形で、皆さんから喜んでいただくようなプランをつくっております。先ほどの話と並行になってしまいますけど、うちは既存のものを使いながら、ただただ中身だけが変わっていくような、そんな案では住民が喜んで民営化したらよくなるよねなんて話にならないと思います。ぜひ他市がどのような形でやってきて、どういうふうに民営化することによって保育の質が向上し、そしてまた会計年度任用職員さんの待遇がよくなっているか、その辺りをしっかりと情報提供しながらこれは進めていかなければ、このような案だけをもって住民説明に行っても私は難しいと思っております。そのような考え方についてどうお考えですか。

吉澤教育委員会事務局長　先進事例については今までも調べた部分もありますし、これからも説明に当たっては調べたいと思っております。実際に民営化の本当の対象の園になって、実際に公募してどういうふうに引き継ぐかという段階になれば、当然より頻度も増して、より具体的な話というふうに進んでいくものと思っておりますが、今回あくまでも全体の計画という形で始めてしまったので、個々の園についてはやや自分のところと思っただけにないというご意見も実は会場でいただいたりしました。その辺の反省を踏まえて、2巡目はやり方とか日時の選定についても検討したいと思っておりますし、説明の仕方についてもいろいろ考えたいと考えております。

渡辺委員　ひがし保育園が廃止になる、そして佐梨保育園がこども園化すると。これはある意味、統合だというふうに捉えるほうが私はいいと思っております。そして、今の場所で本当にいいのか。駐車場も狭いですし、新たな場所をどうするのかということもあってもしっかりです。つくし保育園につきましても1園をあのまま利用するのかといったようなことだってあっていいはずですよ。そして、先進事例は執行部だけが研究するのではなく、住民が主体となってしっかりと研究していかなければ、我が事、自分事としてなんて考えられません。ぜひそういった手法を、他市の手法も取り入れながら、先ほど来、住民主体ということは出てきていますけれども、住民主体で考えていくような2巡目、3巡目を計画していただかなければ、逆のこと言え全部のところしなくていいです。しないところについてはこれで終わりでもいいかと私は思っています。現在関わっていないところはです。次の段階に入って、しっかりと住民を巻き込んで、同計画を進め、本当の意味での子供たちの環境をよくする、保育士さんたちの環境をよくする、よくなる計画にしなければいけない民営化だと思っております。いかがでしょうか。

本田委員長　ただいま公立保育園再編計画のパブリックコメントについての報告でございます。決して委員がこの場で発言してはならないということとはございませんが、もう少し早い段階で言ういただければ、また執行部も考える余地があったのかなと思っておりますが、この時点でも発言はできにくいので答弁を求めたいと思っております。よろしくお願いいたします。

吉澤教育委員会事務局長　当然、全体として保育環境がよくなるための計画にするべく案をつくりましたので、そう思っただけのように、そのためには保護者の皆さんの理解も必要ですし、より積極的な意見聴取も必要ということでは私どももそう思っておりますので、それについては2巡目のやり方についても含めて考えたいと考えております。

渡辺委員　先ほど、委員長から厳しいご意見もいただきましたけれども、そもそもこれ6月に行われた子ども・子育て支援会議の中でこの案が出されているにもかかわらず、当委員会に出てきたのは12月でございました。そういったことを考えれば、やはりすべての面に対して委員会の中に計画を示すのが遅いです。そういった意味では、今後パブコメの後の進め方についても、このような計画でやりたいということをしかりとこの委員会で示しながら進めていっていただきたいと思いますが、いかがですか。

吉澤教育委員会事務局長　パブリックコメントとしては期間が終了しておりますけれども、先ほど申し上げましたように説明会については2巡目も考えることとしておりますので、それも踏まえた上で改めて示したいと考えております。

本田委員長　ほかにございますでしょうか。(なし) 質疑を終結いたします。この件については、以上ということにさせていただきます。

・「風流踊」のユネスコ無形文化遺産再提案について

本田委員長　次に、「風流踊」のユネスコ無形文化遺産再提案について、執行部から報告願います。

吉澤教育委員会事務局長　風流踊(ふりゅうおどり)ということでありまして、大の阪を含む風流踊がユネスコ無形文化遺産への提案候補に選定されましたという資料でございます。昨年度も無形文化遺産への提案候補には選定されておりまして、今回ほかの地域の風流踊も加えた上で改めて再提案をするということで、国の文化審議会無形文化遺産部会で再提案するということが決まったことを報告するものであります。内容については、この資料のとおりでありますけれども、下段の風流踊の構成芸能というところにありますとおり、県内では当市の大の阪のほか柏崎の綾子舞も含まれているということと、昨年度先ほど申し上げました時点から4件追加となりまして41件ということになっております。説明は以上であります。

本田委員長　この件については質疑はございますでしょうか。(なし) 質疑は終結いたします。本件については以上といたします。

その他で、執行部が今現在おられますが、執行部に対して発言等ございますでしょうか。

大平(栄)委員　それでは、市有財産無償譲渡の要望書の件について、ちょっとお願いというか、説明いたします。細野地区に無償譲渡した除雪車の件とこれ同じことなんです、下折立自治会に除雪車と雪上車を無償譲渡しております。これは同じ件でありますので、これを一つ議会のほうで公益上の必要性がないということで、市長のほうに申し入れてもらいたいということでお願いいたします。

本田委員長　私が決めることではございませんので、しばらくの間休憩とすることもできますけれども、合議体の委員会でございますので、委員の皆さんがどうするかということでございますが、大平栄治委員におかれましては、執行部に対する質疑はございませんか。

大平(栄)委員　ありますけれども、これしてもまたいろいろとありますので、しないことにして、一言だけいいですか。

本田委員長　休憩してませんので、どうぞ。そのまま続行してください。

大平(栄)委員　総務政策部副部長にお聞きしたいんですが、公益上の必要性についての、今までは議会の議決は要しないということを書いていましたけれども、それでいいですか、公益上の必要性ということを経済法の232条の2項に、寄附又は補助は公益上の必要性があると、それで条例つくればいいんだということだけど、条例には6条の第1項に公益上の必要性があれば無償譲渡できるということになってはいますけれども、その判例、実例が公益上の必要性ということは、市長が提案して議会が議決することだと、とありますけれども、その辺をどういうことですか。副部長お願いいたします。

大塚総務政策部副部長　これまでいろいろと経過があった件であろうかと思えます。様々な条件での譲渡等含めまして、今大平栄治委員のほうから見解を問われておりますけれども、

この場での返答につきましては、申し訳ありませんが差し控えさせていただきたいと思
います。

大平（栄）委員 無償譲渡の件について、大塚さんは公益上の必要性はあるということで、
印鑑もついてあるし、議会での答弁はいろいろのこと言ってますけども、それから勉強し
たと思いますので、これがもとで細野もそうだし、水沢もそうだし、それから下折立もそ
うだし、いろいろと関わっていることでありますので、まず細野区の無償譲渡の件につ
いて、自治会のというか、個人というより、機械をなしたというか、市のほうに返したとい
うことなんですが、どういう条件で、どういうふうになって返されたんですか。

大塚総務政策部副部長 細野区につきましては、細野区のほうで管理することがちょっと難
しくなってきたということで、どうしようかということで、そういった中で市のほうに寄
附したいという申出があったということでもあります。

大平（栄）委員 それらの書類はあると思いますけども、水沢の件についても、ただ返した
いということですか。何か書類とかなんかないんですか。

大塚総務政策部副部長 寄附につきましては、寄附の申出書をいただいて、それに基づいて
市のほうで決定をしております。

大平（栄）委員 これ以上聞いても今までの答弁でわかりますので。ちょっと関連しますけ
ど、関連していいですか。無償譲渡の件については、マスクの件も同じなんです。総務政
策部副部長。これ無償譲渡の件ですが、これはどういった観点から財政課長が金を出した
んですか。無償譲渡の件については同じことなんですけども。

大塚総務政策部副部長 これにつきましては、市の行政が行う事業として必要だとい
うことで、その必要性を認めたということになるかと思えます。

大平（栄）委員 無償譲渡の条例、第6条の1項に公益上の必要性っていうのがあるんです。
市長が勝手に物をくれていいなんてことは法律でないんです。やってはならないという法
律はあるけども。そのときに、そこを勉強しなかったのか、今はどのように考えているの
か、いいのか悪いのか、お願いします。

大塚総務政策部副部長 今回、そのマスクにつきましては、無償譲渡と捉えるのか市が学校
の児童、生徒に対して必要な措置として、こういったマスクを購入して配布したと捉える
かという部分で、市の事業として実施したという考え方ができると考えております。

大平（栄）委員 市の事業として捉えているということは、誰がそれを決めたんですか。事
業を。議会の議決なかったわけだし。予算に載っていますか。目節。説明資料に載って
いないの出したんでしょう。だから、いまだにそれが分からんで市の事業と言っているん
ですから。これで終わりにします。

大塚総務政策部副部長 たしかに当初予算にはなかった部分ではありますけれど、事業とし
て実施すべき状況になったということで、それに対して予算の手当てをしたということ
であろうかと思っております。

本田委員長 ほかにございますでしょうか。（なし）本件については以上といたします。

このあとの日程は、主に議会内部の調整等になりますので、ここで執行部から報告、協
議事項等があればそれを先に行い、なければこれで執行部からは退席願うこととしたい
と思えます。ご異議ありませんか。（異議なし）異議なしと認めます。執行部で協議、報告

事項等がありますか。

森山総務政策部長　　ありません。

本田委員長　　なければ、執行部からは退席いただきます。しばらくの間、休憩いたします。

休　　憩（12：37）

執行部退席

再　　開（12：38）

本田委員長　　休憩を解き、会議を再開します。

・第5期総務文教委員会 課題のまとめについて

本田委員長　　次に、第5期総務文教委員会 課題のまとめについてを議題いたします。資料が配付されておりますので、事務局から説明をいたします。

佐藤議会事務局長　　（資料「第5期総務文教委員会 調査結果（令和元年7月～令和3年1月）」により説明）

本田委員長　　この件につきまして、取扱いについて皆さんからご協議いただきたいと思っております。それでは、休憩とさせていただきます。

休　　憩（12：45）

休憩中に懇談的に意見交換

再　　開（12：57）

本田委員長　　休憩を解き、会議を再開いたします。

　　今ほど委員の皆さんからご協議いただきました。第5期総務文教委員会調査結果につきましては、ただいま提案のございました調査結果ということにさせていただきますということでよろしいでしょうか。（異議なし）異議なしと認めます。本件につきましては以上といたします。

　　委員の皆様からご意見、協議事項等はありませんか。

大桃（聡）委員　　細野と同じ状況というか、同じことでやった下折立については、まだ返ってこないということから、これは調査しなきゃならないだろうし、同じことだと私も思っていますし、そうおっしゃっている委員もいらっしゃいますから、同じような報告書を作らないと整合性が取れないという部分では、また委員会開いてやったほうが良いと思いますが、いかがでしょうか。

本田委員長　　それでは、休憩中にさせていただきます。しばらくの間、休憩いたします。

休 憩 (12 : 59)

休憩中に懇談的に意見交換

再 開 (13 : 00)

本田委員長 休憩を解き、会議を再開いたします。

今ほどの件につきましては、また次回の委員会までに皆さんで協議いただくということにさせていただきました。よろしいでしょうか。(「はい」と呼ぶ者あり) 本日の会議録の作成については、委員長に一任願います。本日の総務文教委員会は、これで閉会いたします。

閉 会 (13 : 01)